

# 中原小学校 P T A 慶弔規定

## 第 1 条 目 的

中原小学校 P T A 会員相互の親和を深めることを目的として、慶弔規定を設定する。

## 第 2 条 経 費

本規定の運営のために、P T A 予算案に年間相当額の予算を計上する。

## 第 3 条 運 営

### 1 慶事について

- (1) 本会の役員及び運営委員として、通算 3 年以上、又は、委員を含め通算 5 年以上、会の運営活動に貢献した会員については、本会を去る時点で感謝状を贈るものとする。
- (2) 特別な事情が生じた場合は、P T A 役員会の協議決定に基づいて表彰する。
- (3) 表彰は、P T A 会長と学校長名とする。

### 2 弔事について

- (1) 児童が死亡した場合は、弔慰金 10,000 円及びめざまし 5,000 円を贈り、会長、副会長、当町内地区 P T A 役員は会葬する。
- (2) 会員が死亡した場合は、香典 10,000 円及びめざまし 5,000 円を贈り、会長、副会長、当町内役員は会葬する。
- (3) 会員の家屋が全焼・全壊の被害を受けた場合は、見舞金として金品を贈る。
- (4) 会員及び児童が会務による障害病を生じた場合は、役員会の協議により、見舞金を贈る。
- (5) 本規定以外の特別な場合は、役員会で協議決定する。
- (6) 本規定により贈られた場合の返礼は行わないものとする。
- (7) 本規定の改廃は、運営委員会の決議によって決定し、総会に報告する。
- (8) 本規定は、昭和 49 年 4 月 27 日より施行する。

## 付 則

昭和 59 年 4 月 28 日一部改正 第 3 条 2 (7) 追加

平成 元年 4 月 22 日一部改正 第 3 条 1 (1) 改正

平成 7 年 5 月 6 日一部改正 第 3 条 2 (1) (2)

改正 (5,000 円→10,000 円+めざまし 5,000 円)